

なぜ追突されたトラックが「ひき逃げ」で起訴されたのか？

シリーズ ザ・交通裁判 《追跡レポート》

常磐道・トラック (20km)引きずり事故の 真相を追って――

一審判決・ひき逃げ無罪！
(水戸地裁)

写真・文＝ノンフィクション作家／柳原三佳

2008年12月、常磐自動車道で10トントラックに3トントラックが追突。そのはずみで2台は連結状態となりながらもそのまま走行し、約20キロ先の地点で3トントラックが炎上、運転手(当時29)が焼死するという痛ましい事故が発生した。10トントラックの運転手(当時58)は、「追突を荷崩れと誤信し、事故とは気づかなかった」と訴えたが、聞き入れられることなく即逮捕、勾留され、自動車運転過失致死罪と道路交通法違反(ひき逃げ)で起訴された。被告人となった運転手は、公判開始後も一貫して無罪を主張していたのだが……。この不可思議な「ひき逃げ」事件の真相を追った。

そのメールが、私のもとに届いたのは、2009年4月のことだった。
「柳原三佳様 はじめてメールさせて頂きます。ご無礼をお許し下さい。」

私は、2008年12月3日に常磐道で起きた、『トラック引きずり事故』の被告人(とされている)側の関係者です。事故の状況に大きな疑問を持ち、色々と調べましたが、あまりに不可解なことが多く、先月、初公判も傍聴致しました。しかし、謎は依然として解けず、警察、検察への不信任は深まるばかりです。被告人の高橋氏が勾留中に書き記したノートなども、コピーですが手元にあります。是非、柳原様のご意見を頂戴

致したく、メールした次第でございます。返信を頂ければ幸いに存じます」

差出人は、山形県に住む渡邊さん。彼女の夫は、この事故で起訴された運転手の上司で、事故直後の第一報を本人の携帯電話から直接受けていたのだという。

メールを読みながら、私はつい数か月前、この事故を報じるテレビのニュースを偶然見ていることを思い出した。

『そう、あの事故、常磐道で起こった、あのトラック引きずり事故だ……』

脳裏に、激しく焼け焦げた2台のトラックの映像が浮かんだ。と同時に、ニュースを見た後、なんとも割り切れない思いを引きずっていたことも蘇ってきた。

事故から約1ヶ月後の2009年1月5日、追突され

た10トントラックの運転手が再逮捕された直後の新聞では、以下のように報じられていた。

『笠間市長兜路の常磐道上り線で、停車中の大型トラックに追突した中型トラックが約20キロ引きずられて全焼し、運転手の男性が死亡した事件で、県警高速隊などは5日、自動車運転過失致死容疑で、大型トラックを運転していた山形県天童市、運転手高橋重義被告(58)＝道路



事故現場となった常磐道

交通法違反罪で起訴」を再逮捕した。

調べでは、高橋容疑者は昨年12月3日午前5時頃、笠間市長兜路の常磐道上り線走行車線に10トントラックを止めて仮眠。宮城県柴田町、運転手Sさん(29)の3トントラックを自分のトラックに追突させ、Sさんのトラックを食い込ませたまま約20キロ先のパーキングエリアまで走行し、Sさんを焼死させた疑い。

高速隊は、高橋容疑者が駐車車が禁止されている高速道路上にトラックを止め、追突事故を起こさせたと判断した(2009.1.6 東京新聞)

この報道を見てまず驚いたのは、「駐停車が禁止されている高速道路上にトラックを止め、追突事故を起こさせたと判断した」というくだりだった。例え

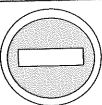
ば、渋滞のときは高速道路上であつても車は止まっている。その場合、後続車は追突しないように車間を空けて停止すべきではないのか……。記事を読むかぎり、高速隊の判断には、大きな疑問を感じざるを得なかった。

私がこの点に引っ掛かったのは、もうひとつ理由があつた。実は、取材中の別の交通事故で、検察が全く逆の主張を行っていたケースがあつたからだ。

その事故は、照明設備のない山梨県の中央自動車道で、深夜に発生した。

1台の乗用車が走行中、スピンして中央分離帯に激突。フロントを分離帯のほうに向け、車体をほぼ真横にした状態で、追い越し車線に停止した。

運転していた男性は、すぐに車から降り、はさまれていた助手席の同乗者を助け出そうとし



交通裁判



水戸インターチェンジの高速隊で保管されている2台の事故車両

た……が、そのとき、後ろから走ってきた乗用車にはねられ、数メートル飛ばされて死亡したのだ。

結果的にこの事故では、後続車のドライバーが業務上過失致死（当時）で起訴され、刑事裁判にかけられた。しかも、検察官は途中で訴因変更までして、「夜間はハイビームで走行しなければならぬのに、被告人はロービームで走行しており、注意義務を怠った」と、後続車のドライバーの責任を厳しく追及。つまり、後続車のドライバーがハイビームで走行していれば、もっと早く事故車に気づくことができ、事故を避けられたはずだと主張してきたのだ。

もし、この検察官が、常磐道で起こった引きずり事件を担当していたら、ハザードをつけて停止していたとされる10トントラックに追突した3トントラック

クの過失を、どう評価したのだろうか。

そして、もうひとつ、私が不思議だったのは、そもそもなぜ、追突された側の運転手が、そのまま20キロも逃げなければならなかったのか、その目的はなんだったのか？ ということだった。

普通に考えれば、追突された側は「被害者」であり、車両の損害賠償を受けられる立場である。もし運転手が、「追突された」という事実を認識していたなら、何か何でもぶつかってきた相手を確認し、事故の届けを出すはずだ。それをせずに20キロも走り続けるということとは、やはり、高橋氏が供述する通り、彼自身は追突されたことに気づいていなかったのではな

いか？ そう考える方が自然ではないかと感じたのだ。

当初からこの事故の処理に

疑問を抱いていた私は、早速渡邊さんから届いたメールに返事を打っていた。

『もしよろしければ、もう少し詳しい事情を教えてくださいませんか……』

事故の経緯

高橋氏が山形の集荷場で、10トントラックの荷台に宅配便の荷物を積み込み、東京の営業所に向けて出発したのは、2008年12月2日、午後11時半頃のことであった。

高橋氏が初めて異変に気付いたのは、出発から約6時間後。常磐自動車道上り車線、茨城県の友部ジャンクションを過ぎ、千代田パーキングエリアの入り口付近にトラックを停止させたときのことだった。

ふとサイドミラーをのぞくと、後ろに何か白い物体が映っ

ている。気になった高橋氏は、運転席から降りて後ろに回って見たところ、なんと自分のトラックの後部に中型のトラックが食い込んでいたのだ。

驚いて運転席に向かって声をかけたが、人影は見えず、声をかけても応答はない。

12月3日午前5時38分、高橋氏本人から事故の第一報を受けた渡邊氏は、そのときの緊迫したやり取りを記録していた。

高橋氏（以下敬称略）…追突事故が発生しました！

渡邊氏（以下敬称略）…事故の状況は？

高橋…後ろに4トン車（※実際は3トン車）がめり込んでいます。

渡邊…けが人は？
高橋…はさまれて死亡している

と思われず。

渡邊…出火は？ 後続の事故の危険は？

高橋…ありません。もやがかかっています。

渡邊…至急、救急車と警察に連絡して！

高橋…何番ですか？

渡邊…救急車119番、警察110番、宅配の会社にはこちらから連絡してお

はこれから連絡してください！

渡邊氏は当時のことをこう振り返る。

「高橋氏は非常に慌てた様子で、119番や110番もわからな

いほど動揺していました」

渡邊氏とのやりとりで我に返った高橋氏は、すぐに警察に電話を入れ、3トントラックの運転席に向かって「誰かいませんか！」と数回声をかけたとい

う。しかし、中には誰の姿も見えない。

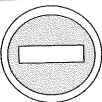
間もなく、3トントラックの下に漏れた燃料が気化して火が付く、ものすごい勢いで燃え始めた。

火が回り始めた直後、運転席から、「熱い！ 助けてくれ！」と叫ぶ声が聞こえたため、高橋氏はすぐにドアを開けて助けようとしたが、衝突時の変形のためか、ドアはどうしても開かない。

そこで、何かドアをこじ開ける道具はないかと自分のトラックの運転席に戻った時、消防車や救急車、警察車両が到着

「危険ですから、車から離れるように！」と指示を受け、それからトラックに近づくことはできなかったという。

その後、消防隊によつて懸命の消火活動が行われたが、3トン車の運転手の救出は間に合わず、そのまま焼死した。



事件の経過

2008年12月2日
PM11時半ごろ
東京の営業所に向けて、山形の
集荷場を出発

12月3日 AM5時ごろ
茨城県笠間市内、常磐自動車道
の第1走行車線（上り）を走行

（本人の記憶にはないが）
いつの間にか眠り、ハザード
ランプを点滅させてはいたが、
第1走行車線でトラックは停止
（このとき睡眠時無呼吸症候群の状態？）

「軽い衝撃」を感じるが、荷台の荷崩れだと思
う。このとき2台のトラックは「連結状態」と
なるが、運転者は、通常の走行中と誤信

サイドミラーで確認するが異常はなく、そのま
ま走行

その後、約20km走行し、サービスエリアに
入ったとき、後ろのトラックの存在に気づく

すぐに下車して、3tトラックの運転者に声を
かけるが応答なし。ドアを開けようとするが、
衝突による変形のため開かない

勤務先の会社と警察に連絡するが、3tトラッ
クに火災が発生し、炎上。運転者は焼死

事故後

2008年

12月
3日 ・道路交通法違反により逮捕
4~14日 ・県警による勾留（1回目）
15~23日 ・2回目の勾留
22日 ・道路交通法違反（ひき逃げ）
自動車運転過失致死で起訴
・接見も禁止

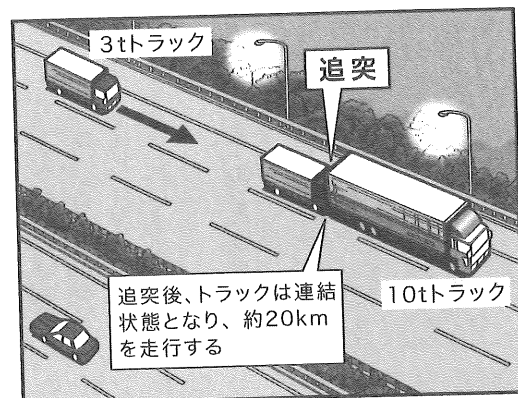
2009年

1月
5日 ・再逮捕
7日 ・接見禁止と勾留の継続
・水戸地検、検事による
取り調べ
29日 ・保証金200万円で保釈
（約2カ月ぶりに自宅へ）
3月
12日 ・水戸地裁にて初公判

2010年

3月29日 判決
・禁固2年（執行猶予3年）
・自動車運転過失致死は有罪
・ひき逃げは無罪

検察側は控訴
現在、東京高裁で係争中



追突後、トラックは連結
状態となり、約20km
を走行する

検察の説明

- ★ 第1走行車線で、10tトラックを
停車。ハザードランプを点滅させ
約10分間眠る
- ★ 5時10分ごろ、約120 km/hで
3tトラックが追突
- ★ 追突時、10tトラックの運転者は、
ハンドルに頭をぶつけて目を覚まし、
ブレーキを踏む
- ★ 大きな衝撃を認識しながら、十分な
後方確認をせず、再発進

▼追突された10tトラック



追突事故で致命傷を負って
いたわけではなかっただけに、
運転手本人や遺族の無念を思う
と胸が痛んだ。

約2カ月間の勾留、 200万円の保釈金

その後の経緯は、図のとおりだ。

高橋氏は事故直後から、「追
突事故には気がつかなかった」と
と事情を話していたが、まった
く受け入れられず、道路交通法
違反（ひき逃げ）の容疑で逮捕
された。そして、そのまま勾留。
接見も禁止される。

さらに、ひき逃げの罪に加
え、自動車運転過失致死罪でも
起訴され、年明けの1月5日に
再逮捕。水戸地検の検事による
取り調べを受けた後、1月29日
まで勾留された。

高橋氏は勾留中の理不尽な

取り調べの模様を、大学ノート
の中に詳細にメモしていた。

1月22日（木）

取調官が調書作成時、私の言
ったことと違った記述をしたの
で、抗議をした。その際、Sさ
んというもう一人の巡査が強引
に（頭ごなしに）間違いを押し
つけるような圧力をかけた（2
回ほど）。同じことが過去にも
あったので、強く抗議し、修正
してもらった。その内容の一部
は次の通り。

「私のトラックに相手の車が衝
突した衝撃について、取調官の
『衝撃が事故だと思ったか？』
という質問に、『私は事故だとは
思わず、そのときの衝撃は別
な衝撃だと思った』と再三話し
ていたにもかかわらず、『事故
と思ったかもしれない』と記述
されていました。もしそう
であつたら、私は事故と認識す

ることになりますから、止まっ
て気がつくと思います。事実は、
私が気がつかないでいたわけで
すから、事実を曲げるような記
述をすることはやめてもらいた
い。できれば取調官を変えたほ
うがよいと思う時もあります。」
（高橋メモより抜粋）

こうした取り調べは、警察だ
けではなかった。

高橋氏は振り返る。

「検事にも同じく強引で高圧的
な取り調べをされました。私が
追突には気がつかなかったと何
度言っても、『気がついてい
たはずだ』と誘導的な質問をされ
ました。それでも私が『本当に
気がつかなかった』と言うと、
検事はこう言ったのです。『悪
いことをする人は、みんなそう
言うんだ』と……」

そして1月29日、高橋氏に保

釈許可決定が下りた。逮捕から
57日ぶりのことである。保釈の
保証金は、道交法違反100万
円、自動車運転過失致死が
100万円、合計200万円。
決定書には、
①自宅住所に居住すること（転
居する場合は裁判所の許可をと
ること）
②召喚を受けたときは定められ
た日時に必ず出頭すること
③逃げ隠れしたり証拠隠滅と思
われるような行為をしてはなら
ない

④海外旅行または3日以上の旅
行をする場合には、前もって裁
判所に申し出て許可を受けな
ければならない

そして、これに違反した場合
は、保釈を取り消され、保証金
も没取されることがある、と記
されていた。

渡邊氏は語る。

「高橋氏が勾留を解かれたとき

(以下敬称略)…走行中の追突であれば、荷崩れと誤信するようなケースもあります。が、もし10トントラックが止まっていたとしたら、時速120キロ強で3トントラックに追突されたら気がつかないはずもないし、そもそも、追突したドライバーは即死ではないでしょうか。

初公判でも「無罪」を主張

2009年3月12日、水戸地裁で初公判が行われた。検察側は冒頭陳述で、「3トン車は時速120キロで、走行車線にハザードランプをつけて停止していた10トントラッ

2009年3月12日、
裁で初公判が行われた。
検察側は冒頭陳述で、

初公判でも「無罪」を主張

は、すでに夜8時半を回っていました。当然のことながら、茨城から山形へ戻る交通手段はありません。結局、家族が車で山形から迎えに行ったのですが、その話を聞いたときは、なぜこんな仕打ちをされるのか、憤りすら覚えました。そもそも、なぜあれほど長い期間、接見禁止のまま勾留されなければならなかったのか？ 今回の事故は、そもそも追突事故から始まって、不幸な偶然が重なった事故であり、高橋氏は逃げも隠れもする必要はないはずなのです」

クに追突。高橋被告は、追突されたことを認識したが、先を急ぐため救護や報告をせず20キロ走り続けた。その結果、被害者は漏れたエンジンオイルが発火し、焼死した。高橋被告は衝突し、ハンドルに顔をぶつけており、衝突に気づかないはずがない」と主張した。

一方、高橋氏は終始一貫、

「私は今でもなぜ事故が起きたのかわからない」と反論。高橋氏の弁護側はその理由として、「高橋被告は睡眠時無呼吸症候群で、追突されたことを知ったのは、あくまでも20キロ引きずった後だった」と反論した。

そして、2009年6月23日に行われた公判では、被告人の上司である、渡邊氏が証人として法廷に立った。

過去に大型トラックを運転していた渡邊氏は、追突事故に巻き込まれたことがあった。検査

検事……質問を変えます。

(中略)

渡邊「ハンドルに頭をぶつけて目が覚めた、との高橋の証言があつたようですが、仮に時速120キロ強の衝撃があつたとして、一瞬頭を後ろにもつていかれる事は考えられますが、トラックのハンドルは水平に近い状態ですので、その反動をもつてしても、ハンドルに前頭部を打ちつけるということは、考え難いと思います。」

(傍聴席がざわめく)

検事……質問を変えます。

(中略)

渡邊…時速120キロで止ま
っている車に追突した場
合、乗用車でビルの20階
部分から転落した衝撃と
同様の衝撃があるとい

常磐道 追突のトラック引きずり

「ひき逃げ」無罪

「過勞で荷崩れと誤信」

常盤沼で停車中に追突してきたトラックを前向きに引き寄せた大型トラックを走らせた。運搬車を発見させたとして、自動車運送損失致災引当金法違反（引き寄せ）の罪に問われた山形県大田町、トラック運送系、高崎運輸被害者00の判決が20日、水地裁判所であった。同村調書に調書は、引き寄せについて「追突を容れねと誤信した」として罪状を言い渡した。

（東郷 誠）

運轉過失致死で有罪

[illegible]

▲無罪を伝える新聞記事

◀ 事故後、炎上した3トン車と
追突された10トン車を検証する警察

ます。もし、仮に高橋の車両が停車していたとしたら、追突した方は即死されていたと思うのです。しかし、実際には生存されていたというのですから、私自身は、高橋の車両は走行中だったのではないかと思っています。故に、衝撃が吸収され、生存可能なスペースが確保されたために、事

故発生当時の負傷は足首の骨折のみだったのでは
と思うのです。(＊3ト
ン車はベッドレスの車両
で通常のベッド付の車両
より車室がかなり狭い)

(傍聴席がざわめく)

この日の渡邊氏の証言は、後の判決に大きな影響を与えることになった。

2010年3月29日。水戸

地裁の河村潤治裁判長は、ひき逃げについては、「追突を荷崩れと誤信した」として無罪に。自動車運転過失致死罪については、「十分な後方確認を怠り、追突を見落とした」として、禁固2年執行猶予3年（求刑は懲役3年6カ月）の判決を言い渡した。

判決を伝えた「読売新聞」(2010.3.30)の記事には、こう記されていた。

（判決によると、高橋被告は2008年12月3日午前5時10分ごろ、箕間市内の常磐道上路車線で、ハザードランプを点灯したまま大型トラックを停車中、後ろから追突して後部に食い込んだ3トントラックに気づかず発進。トラックを炎上させ、運転手（当時29）を焼死させた。

河村裁判官は、事故当時の高橋被告について、過労運転を続



追突された10トントラック

事故で狂わされる
当事者たちの人生

事故後、約2か月間勾留され、その後起訴された高橋氏は、トラック運転手という職を失った。突然収入が途絶えたため、保釈後はハローワークにも通いつめた。しかし、現在刑事裁判で係争中であることを正直に話すと、「それではダメですね……」と言われ、仕事は今も決まらないという。現在は、知

は、本人の供述はもとより、現場の状況から客観的に判断されるべき性質のものである。

滋賀県で起こったこの死傷事故は、自動車運転過失致死罪のみで起訴され、執行猶予つきの一審判決が下された後に、加害者は改めて道路交通法違反（ひき逃げ）で起訴された。

この事件も、現在係争中である。

り合いの果樹園でさくらんぼなどの収穫のアルバイトをしながら、なんとか生活をつないでいる状況だ。

そんな中、高橋氏は、私に何度もこう言った。

「追突されたことについては本当に覚えていないし、逃げたつもりもありません。これは「犯罪」ではなく、不幸な偶然が重なった「事故」だということを、裁判官にはぜひわかっていただきたいのです」

そして、言葉少なに、複雑な胸中をこう打ち明けた。

「ただ、現在裁判中ですし、なにより29歳という若さで亡くなった3トン車の運転手とその遺族の気持ちを考えて、自分が前面に出て無罪を声高に叫ぶことは控えなければならぬのではないか、という思いもあり、悩んでいます。」

でも、やはり、警察や検察官

「ひき逃げ」の 定義とは？

常盤道で起こったこの事件を取材中にも、私のもとには全国各地から「事故処理に納得できない」という遺族や事故当事者から、さまざまな報告が寄せられている。

昨年11月、滋賀県で起こった歩行者2名の死傷事故では、軽自動車で二人をはねた後、現場から立ち去り、約1時間後に現場に戻った31歳の女性が、「人だと思わなかった」と供述したことで、「ひき逃げ」での立件は一時見送られた。

私も写真で事故車の状態を確認したが、フロントガラスはクモの巣状にひび割れ、大きく破損していた。よほど大きなものがぶつかからない限り、これほどの破損は生じない。

女性に人をはねた認識が本当

による、あの一方的な取り調べにはどうしても納得することができません。私は事故直後から、追突には気がつかなかったと言いつつ、い続けてきました。なぜそれをそのまま聞き入れず、何度も調書に、『事故だと思つたかもしれない』と書いたのか……。私は高裁でも、無罪であることを主張していきたいと思っています」『常盤道トラック引きずり事故』、刑事裁判の控訴審は、9月1日より、東京高裁で開廷されている。

プロフィール

●やなぎはらみか●

主に交通事故事件をテーマに取材・執筆活動、テレビ出演などを行う。04年からは日本の死因究明制度問題に関する記事も発表し続け、犯罪捜査の根幹に一石を投じた。主な著書に『交通事故被害者は二度位かされる』『死因究明と葬られた真実』『自動車保険の落とし穴』『焼かれる前に語れ』など多数。

死傷ひき逃げいったん立件見送り
遺族陳情、一転起訴

[illegible]

滋賀のひき逃げ事件の起訴を伝える新聞記事

いては有罪とした。

新倉英樹水戸地検次席検事は、「判決文を詳細に検討し、適切に対処したいと考えている」との談話を発表した。

この後、検察側は判決を不服として控訴。被告側も無罪を主張して控訴し、審理は東京高裁に委ねられることとなった。

渡邊氏はため息をつきながらこう語る。

「ひき逃げは無罪、この点については、水戸地裁の裁判官は正しい判断をしてくれたと思います。しかし、この先も裁判はまだまだ続くですね。警察や検察は、一度挙げた手はただでは降ろせないのでしょうか……」